

上下水道企画課の取組

総 括

(1) 下水道行政全般に関わる動向について

- 1) 社会資本整備の計画
- 2) 下水道事業の実施・支援体制について
- 3) 下水道事業に関連するガイドライン・マニュアル等について

(2) 上下水道政策の基本的なあり方検討会について

(3) 広報活動、人材確保・育成について

- 1) 広報活動について
 - 1-1) 基本的な考え方
 - 1-2) 国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」
 - 1-3) 下水道広報プラットフォーム（GKP）

2) 人材確保・育成について

(4) 下水道法等の一部を改正する法律案について

(1) 下水道行政全般に関わる事項について

1) 社会資本整備の計画

社会資本整備重点計画は、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画である。

令和 7～12 年度を計画期間とする第 6 次社会資本整備重点計画では、社会経済情勢を踏まえ、インフラ政策の「羅針盤」として、4 つの重点目標を掲げ、それぞれ目指す姿と、実現に向けた進路を示している。

<重点目標>

- I 活力のある持続可能な地域社会の形成
- II 強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会
- III インフラ分野が先導するグリーン社会の実現
- IV 戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化

国は、計画期間内に重点目標が達成されるよう、自ら効果的、効率的に社会資本整備事業を実施するとともに、地方公共団体や民間の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下、施策を講じることが求められている。

第6次社会資本整備重点計画における上下水道関連の指標

重点目標Ⅰ 活力のある持続可能な地域社会の形成

重点施策	指標
Ⅰ-2. 地域の将来像を踏まえたインフラの再構築	
政策パッケージ：点検・診断等の確実かつ効率的な実施	
・漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路の更新の推進	・漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路（口径 800mm 以上の管路）の更新（約600km）の完了率 R6 年度 8% → R12 年度 32%
・大口径下水道管路の健全性確保の取り組みの推進	・損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路（「下水道管路の全国特別重点調査」の対象：約 5,000km）の健全性の確保率 R6 年度 0% → R12 年度 100%
・修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路の複線化・連絡管整備の推進	・修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路（口径 800mm 以上の導・送水管）に対する複線化・連絡管整備（約 300km）の完了率 R6 年度 33% → R12 年度 76%
・修繕・改築が容易ではない大口径下水道管路のリダンダンシー確保のための取り組みの推進	・修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路（口径 2 m 以上の管路）を有する地方公共団体（約 60 団体）のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合 R6 年度 7% → R9 年度 100%
・水道分野における DX 技術活用の推進	・水道事業者（全国約 1,400 事業者）のうち、メンテナンスに関する上下水道 DX 技術（人工衛星や AI を活用した漏水検知手法等）を導入している事業者の割合 R6 年度 34% → R9 年度 100%
・下水道分野における DX 技術活用の推進	・下水道事業を実施している地方公共団体（全国約 1,500 団体）のうち、メンテナンスに関する上下水道 DX 技術（ドローンによる下水道管路内調査手法等）を導入している団体の割合 R6 年度 21% → R9 年度 100%
政策パッケージ：人口減少時代に対応したインフラストックマネジメント体系へのバージョンアップ	
・集約・再編等の取組推進	・広域連携に取り組むこととした水道事業数 R4 年度 651 事業 → R12 年度 760 事業 ・広域連携に取り組むこととした下水道事業数 R6 年度 0 事業 → R12 年度 300 事業
・予防保全の考えに基づく戦略的な維持管理	・点検により、更新等が必要となった水管橋（補剛形式：約760 か所）の対策完了率 R3 年度 0% → R12 年度 100%
	・水道事業者（全国約 1,400 事業者）のうち、社会的影響が大きい古い規格の水道管路（铸铁管）の更新計画を策定し、取組を進めている事業者割合 R6 年度 0% → R8 年度 100%
	・修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路（口径800mm 以上の導・送水管）に対する複線化・連絡管整備（約 300km）の完了率 R6 年度 33% → R12 年度 76%
	・漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路（口径 800mm 以上の管路）の更新（約600km）の完了率 R6 年度 8% → R12 年度 32%
	・損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路（「下水道管路の全国特別重点調査」の対象：約 5,000km）の健全性の確保率 R6 年度 0% → R12 年度 100%
	・修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路（口径 2m 以上の管路）を有する地方公共団体（約 60 団体）のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合 R6 年度 7% → R9 年度 100%
政策パッケージ：インフラ再構築の取組を継続的に後押しする仕組みの構築	
・維持管理に関する技術力向上	・地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数 上下水道： R6 年度 4,600 人 → R12 年度 5,600 人

重点目標Ⅱ 強靱な国土を支える持続的で力強い経済社会

重点施策	指標
Ⅱ-2. 暮らしと経済の礎となる防災・減災、国土強靱化	
政策パッケージ：激甚化・頻発化し、切迫する災害に対応した「事前防災」の加速化・深化	
・流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率 R5年度 5% → R12年度 12% ・浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による浸水対策完了率 R5年度 70% → R12年度 82%
・浄水場の浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設（全国約700か所）の浸水災害対策完了率 R4年度 44% → R12年度 75%
・人口・資産集積地区における下水道施設の耐水化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人口・資産集積地区（市街化区域・DID（人口集中地区）等）からの排水を受け持つ下水処理場等（下水処理場：約460か所、ポンプ場：約1,700か所）における水害時の揚水機能確保完了率 R5年度 16% → R12年度 82%
・給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合 R5年度 9% → R12年度 30%
・下水道における急所施設の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の急所施設である下水道管路（約9,100km）の耐震化完了率 R5年度 70% → R12年度 80% ・下水道の急所施設である下水処理場（約1,600か所）の耐震化完了率 R5年度 49% → R12年度 63% ・下水道の急所施設であるポンプ場（約900か所）の耐震化完了率 R5年度 52% → R12年度 69%
・水道における急所施設の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の急所施設である導水管・送水管（約62,000km）の耐震化完了率 R5年度 43% → R12年度 59% ・水道の急所施設である取水施設（全国の取水施設能力：約7,600万m³/日）の耐震化完了率 R5年度 46% → R12年度 67% ・水道の急所施設である浄水施設（全国の浄水施設能力：約7,100万m³/日）の耐震化完了率 R5年度 43% → R12年度 76% ・水道の急所施設である配水池（全国の配水池有効能力：約4,000万m³）の耐震化完了率 R5年度 67% → R12年度 84%
・浄水場の停電対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（全国約2,000か所）の停電対策完了率 R4年度 73% → R12年度 100%
・水道事業者等における危機管理マニュアルの策定の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道事業者及び水道用水供給事業者（全国約1,400事業者）における危機管理マニュアルの策定率 R4年度 75% → R12年度 100%
政策パッケージ：被災後の迅速な復旧・復興も見据え、あらゆる関係者の総力を結集した平時からの防災体制の強化	
・水災害リスク情報の充実・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水出水浸水想定区域図が作成される市区町村（全国約800市区町村（令和7年度末時点想定））のうち、最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合 R5年度 0% → R12年度 100%

重点目標Ⅲ インフラ分野が先導するグリーン社会の実現

重点施策	指標
Ⅲ-1. 2050年カーボンニュートラルの実現	
政策パッケージ：運輸・家庭・業務部門の脱炭素化を支える基盤整備	
・水道分野における脱炭素化の推進	・水道事業における温室効果ガス排出削減量 R4年度 3.2万t-CO ₂ → R12年度 2013年度比 -21.6万t-CO ₂
・下水道分野における脱炭素化の推進	・下水道事業における温室効果ガス排出削減量 R4年度 80万t-CO ₂ →R12年度 208万t-CO ₂
Ⅲ-2. 自然共生社会の実現	
政策パッケージ：都市・地域における水辺・緑地や良好な生態系の保全・再生・活用等	
・良好な水環境創出による高度処理実施の推進	・良好な水環境創出のための高度処理実施率 R5年度 65.7% → R12年度 70%
Ⅲ-3. 資源循環型の経済社会システムの構築	
政策パッケージ：上下水道資源の最大限の有効利用	
・下水汚泥資源の肥料利用の推進	・下水汚泥肥料利用率 R5年度 15% → R12年度 30%
・水道事業における浄水発生土の有効利用推進	

重点目標Ⅳ 戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化

重点施策	指標
Ⅳ-1. 地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の維持	
政策パッケージ：複数の地方公共団体、官民等の連携・協働体制の構築促進	
・水道分野のウォーターPPP推進	・水道分野のウォーターPPP具体化件数 R6年度 8件 → R13年度までに100件の具体化
・下水道分野のウォーターPPP推進	・下水道分野のウォーターPPP具体化件数 R6年度 12件 → R13年度までに100件の具体化
政策パッケージ：インフラの効率的管理に資する新技術・情報基盤の整備・活用	
・新技術の活用により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進	・水道事業者（全国約1,400事業者）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等）を導入している事業者の割合 R6年度 34% → R9年度 100%
	・下水道事業を実施している地方公共団体（全国約1,500団体）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（ドローンによる下水道管路内調査手法等）を導入している団体の割合 R6年度 21% → R9年度 100%
・データ活用によるインフラメンテナンスの高度化・効率化を図るため、点検結果などのインフラに関する情報の蓄積、データベース化などの環境整備を促進	・点検情報を含む台帳情報等を電子化している水道事業者等の割合 R6年度 59% → R12年度 100%
	・点検情報を含む台帳情報等を電子化している下水道管理者の割合 R5年度 50% → R12年度 100%
Ⅳ-3. 新技術・DXによるインフラの価値向上	
政策パッケージ：データ連携やAI等を活用した賢く(Smart)、安全で(Safe)、持続可能な(Sustainable)インフラの管理・運用	
・水道分野におけるDX技術活用の推進	・水道事業者（全国約1,400事業者）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等）を導入している事業者の割合 R6年度 34% → R9年度 100%
・下水道分野におけるDX技術活用の推進	・下水道事業を実施している地方公共団体（全国約1,500団体）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（ドローンによる下水道管路内調査手法等）を導入している団体の割合 R6年度 21% → R9年度 100%
・水道スマートメーターの普及促進	・水道事業における水道スマートメーターの導入率 R5年度 0.2% → R12年度 7.0%

2) 下水道事業の実施・支援体制について

下水道事業の事業主体である地方公共団体をサポートする機関として、地方共同法人日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会、公益財団法人日本下水道新技術機構等の団体が様々な支援業務を展開している。

1 地方共同法人日本下水道事業団

地方共同法人日本下水道事業団(JS)について

① JSの位置づけ

- 日本下水道事業団法に基づく、地方公共団体の共通の利益となる事業を実施する「**地方共同法人**」。
(47都道府県が出資し、地方公共団体が主体となって運営)
- 地方公共団体が行う下水道事業の代行・支援を行う**人材のプール機関**。
(建設工事や設計業務の発注・監督等)
- 役職員は、刑法その他の罰則の適用について、**公務員とみなされる**。
- JSに下水道施設の設置の設計等を委託する場合、下水道法第22条に定める、下水道管理者の**有資格者設置義務の適用が除外**。
- JSは、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計について、**会計検査院**からの求めに応じ、**検査対応を行う**。



JSの強み

- ・各種専門スタッフ
- ・全国での豊富・多様な実績
- ・技術基準類を自ら整備

地方自治体における下水道のノウハウや各種基準類、専門技術者などの**不足を補完**

公開用HP: <https://www.jswa.go.jp>

地方共同法人日本下水道事業団(JS)について

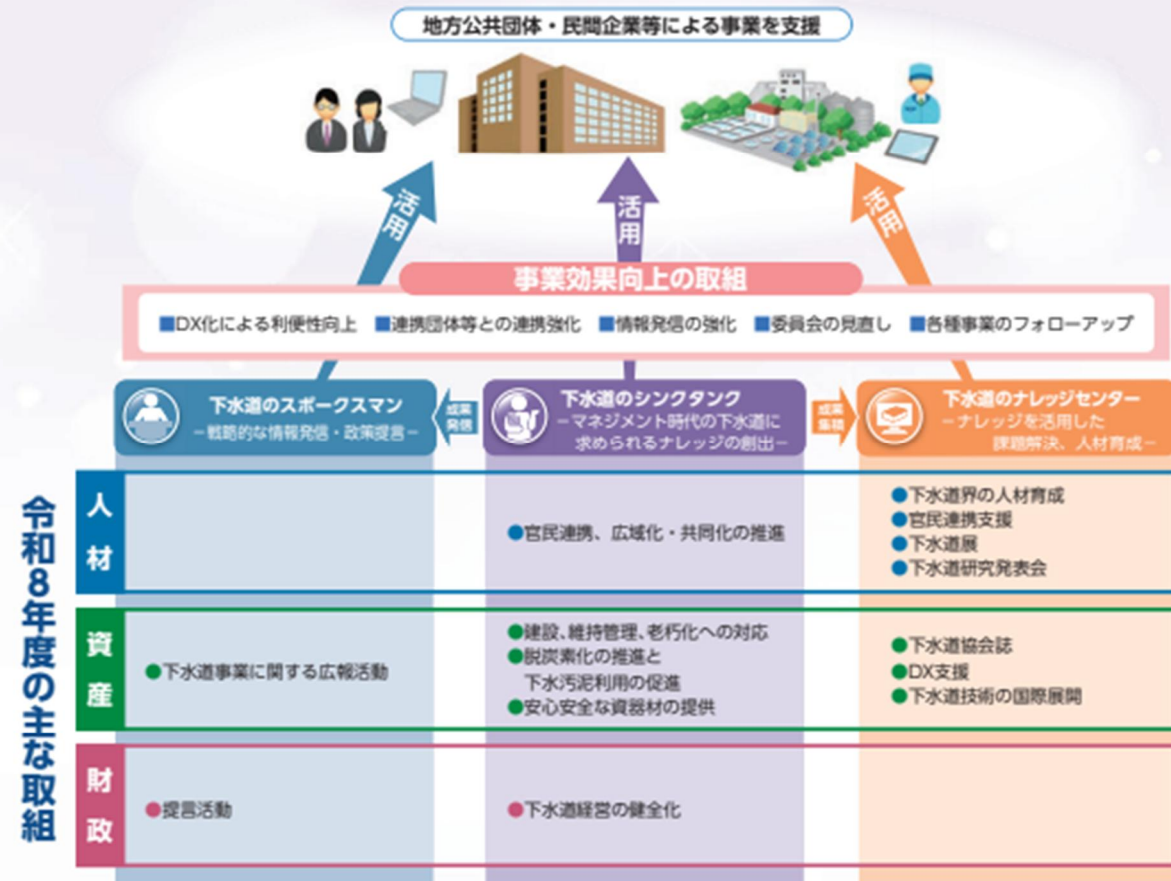
② 主な業務内容と担当部署

	主な業務内容	担当部署
本社 (東京都文京区)	事業計画・管理、技術基準、災害支援	事業統括部
	受託推進、経営支援、PPP・広域化	ソリューション推進部
	DXによる業務効率化	DX戦略部
	技術開発	技術開発室
	国際水ビジネス	国際戦略室
研修センター (埼玉県戸田市)	地方公共団体等の下水道担当職員の育成	研修センター
東日本支社 (東京都文京区)	協定締結・契約、施工管理、維持管理	事業部
	プロジェクトの進捗や予算の管理	プロジェクトマネジメント部 (PM部)
西日本支社 (大阪府大阪市)	計画・設計・技術援助	設計部
	施工管理 (一部地域)	地域事業部 (北海道・東海・九州)

東日本支社				西日本支社				
事業部 総務課 会計課 契約課 事業課 施工管理課 運用支援課 事務所 管理事務所	PM部 PM課 受託調整課	設計部 設計マネジメント課 計画設計課 土木設計課 建築設計課 機械設計課 電気設計課	北海道事業部 地域調整課 施工管理課 所在地:札幌市	東海事業部 地域調整課 施工管理課 事務所 所在地:名古屋	事業部 総務課 会計課 契約課 事業課 施工管理課 運用支援課 事務所	PM部 PM課 受託調整課	設計部 設計マネジメント課 計画設計課 土木設計課 建築設計課 機械設計課 電気設計課	九州事業部 地域調整課 施工管理課 事務所 所在地:北九州市

2 公益社団法人日本下水道協会

日本下水道協会は1964年の設立以来、会員である地方公共団体や関連企業等による下水道事業の促進・高度化の支援に取り組んできました。普及率は約82%（2025年時点）に達する一方、施設の老朽化対策、災害対応、DX、GXの取組みなど、下水道を取り巻く課題は多様化しています。協会は、これらの課題に対応するための3つのミッションを掲げ、会員の下水道事業を専門的に支援し、持続可能な社会の実現に貢献しています。



次期中期計画の策定(令和9～13年度)

令和8年度は中期計画2022の最終年度です。令和9年度からの5年間の次期中期計画について、会員のニーズをとらえた計画を策定しています。

下水道資源【人材】への対応

<p>官民連携、広域化・共同化の推進</p> <p>官民連携や広域化・共同化の先進事例公開 先進取組事例を調査し、HPに公開</p>	<p>人材育成支援</p> <p>トップセミナーを含む各種講習会 年間を通して様々な講習会を開催 (裏面研修一覧参照)</p>
<p>下水道の最新技術の展示、研究成果等を発表</p> <p>下水道展'26東京 8月4日(火)～7日(金) 東京ビッグサイト</p> <p>第63回下水道研究発表会の開催 8月4日(火)～6日(木) 東京ビッグサイト</p>	<p>会員向け官民連携支援 強化</p> <p>Geマッチングの運営 官民による連携・共創 イベント開催やWEBマッチング</p>

同時開催

下水道資源【資産】への対応



建設、維持管理、老朽化への対応

指針類を時代や要望に合わせて改定

管路施設更生工法における設計・施工ガイドライン-2026年度版-
7月発行予定・図書説明会有
下水道管路マネジメントのための手引き **新規** 秋頃発行予定
下水道施設耐震計算例-2027年版-
管路(前編、後編) 1月発行予定
処理場・ポンプ場編 3月発行予定
下水道施設維持管理積算要領 管路施設編-2026年版-
10月発行予定
下水道用設計標準歩掛表(白本) 6月発行予定



脱炭素化の推進、 下水汚泥利用の促進

下水汚泥利用の促進

「じはんかん育ち」の高標登録の実用化



▲下水汚泥肥料を施肥した
アスパラガス(北海道)



安心・安全な資器材の提供

認定工場制度の適正な運営と拡大

厳格な工場調査の実施
工コ資器材の登録



下水道情報の発信

下水道協会誌の発行

情報誌、学術誌としての情報発信
紙面と電子版で展開



下水道技術の国際展開

国際交流による情報収集発信

第99回米連水環境連盟(WEF)
年次総会(WEFTEC)で
ワークショップ国際セミナーを開催



国際規格への対応

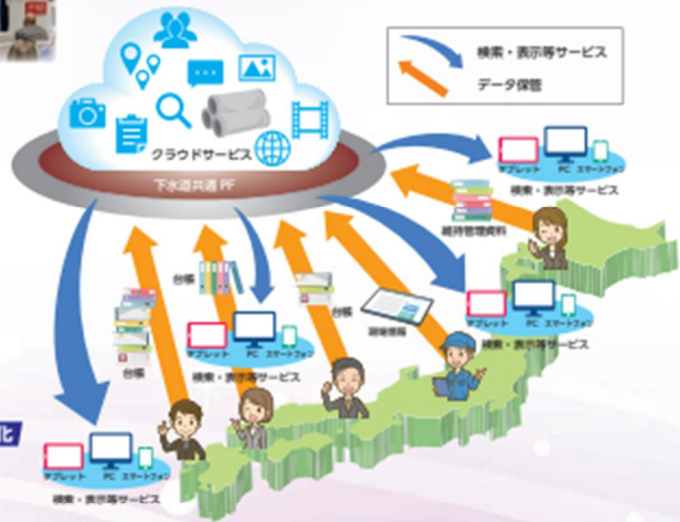
ISO/TC224国内審議団体として調整や各種投票



DXの推進 **強化**

「下水道共通プラットフォーム」 (すいすいプラット)の導入促進

クラウド型管路施設台帳情報管理システムの運営
公開台帳閲覧サービスの開始



下水道事業に関する広報活動 **強化**

下水道事業の 啓発に向けた広報活動

下水道いろいろコンクールの開催
メルマガ・SNS等による情報発信



◀公式X

▲下水道共通プラットフォームのイメージ

下水道資源【財政】への対応



下水道経営の健全化

「下水道使用料算定の基本的考え方」を改訂

使用料改定の実務を支援(3月発行予定)

「下水道使用料改定シミュレーションソフト」の活用促進

使用料改定のノウハウを習得できる講習会を開催

経営戦略・使用料改定支援事業 **新規**

地方公共団体の経営健全化を支援

下水道サイバー保険 **新規**

サイバーリスクに起因する事故への補償



提言活動

下水道施策の実現等に向けた提言活動

関係省庁、国会議員への提言活動(7月、11月予定)

下水道事業促進全国大会の開催

令和8年11月開催(予定)



下水道事業促進全国大会▶

3 公益財団法人日本下水道新技術機構

公益財団法人日本下水道新技術機構は、学界・産業界・官界の知識と経験を結集して、下水道事業における課題を解決するため、調査、研究、開発、評価を行い、その成果を普及・啓発し下水道事業への導入を促進しています。



①、②新技術の一般化に向けた自主研究・共同研究

<機構の共同研究の特徴>

- ①学識者等で構成する委員会の審議を経て取りまとめしており、専門性と客観性の高い成果です。
- ②成果を公表し、新技術の普及啓発に努めています。
- ③新技術が活用しやすくなるよう、マニュアル化に努めています。

<これまでの技術マニュアル等の事例> (◇が自主研究、◎が共同研究)

研究第一部

- ◇下水道における**制御セキュリティリスクマネジメント**に関する技術資料(2025年)
- ◎**管渠の部分補修の実用化に向けた診断等**に関する技術資料(2024年)
- ◎**BCP訓練**に関する共同研究(2025年)

研究第二部

- ◎蓄電池を用いた**樋門の電動化・遠隔化技術**に関する技術資料(2025年)
- ◇管路管理の包括的民間委託導入事例を踏まえた**ウォーターPPP**の推進に関する技術資料(2025年)
- ◎効率的・効果的な浸水対策に資する**ポンプゲート設備**に関する技術マニュアル(2025年)

資源循環研究部

- ◎**下水汚泥造粒乾燥設備**を用いた造粒乾燥物の肥料利用に関する技術資料(2025年)
- ◎**プラチナシステム**を用いた脱炭素化技術に関する技術資料(2024年)
- ◎下水処理場における**省エネ型送風機**の導入促進に関する技術資料(2023年)

BCP訓練の様子
技術委員会の様子

③国の主要施策を担う政策支援

国の主要施策の立案や推進、事業制度の円滑な導入に向けたガイドライン作成など、社会状況の変化を的確にとらえ、**国の政策を支援する調査研究**に取り組んでいます。

<令和7年度の主な事例>

研究第一部

- ・令和7年度下水道等に起因する**大規模な道路陥没事故**を踏まえた対策検討委員会運営支援
- ・下水道**BCPマニュアル**2025年度版(自然災害編) 策定支援

研究第二部

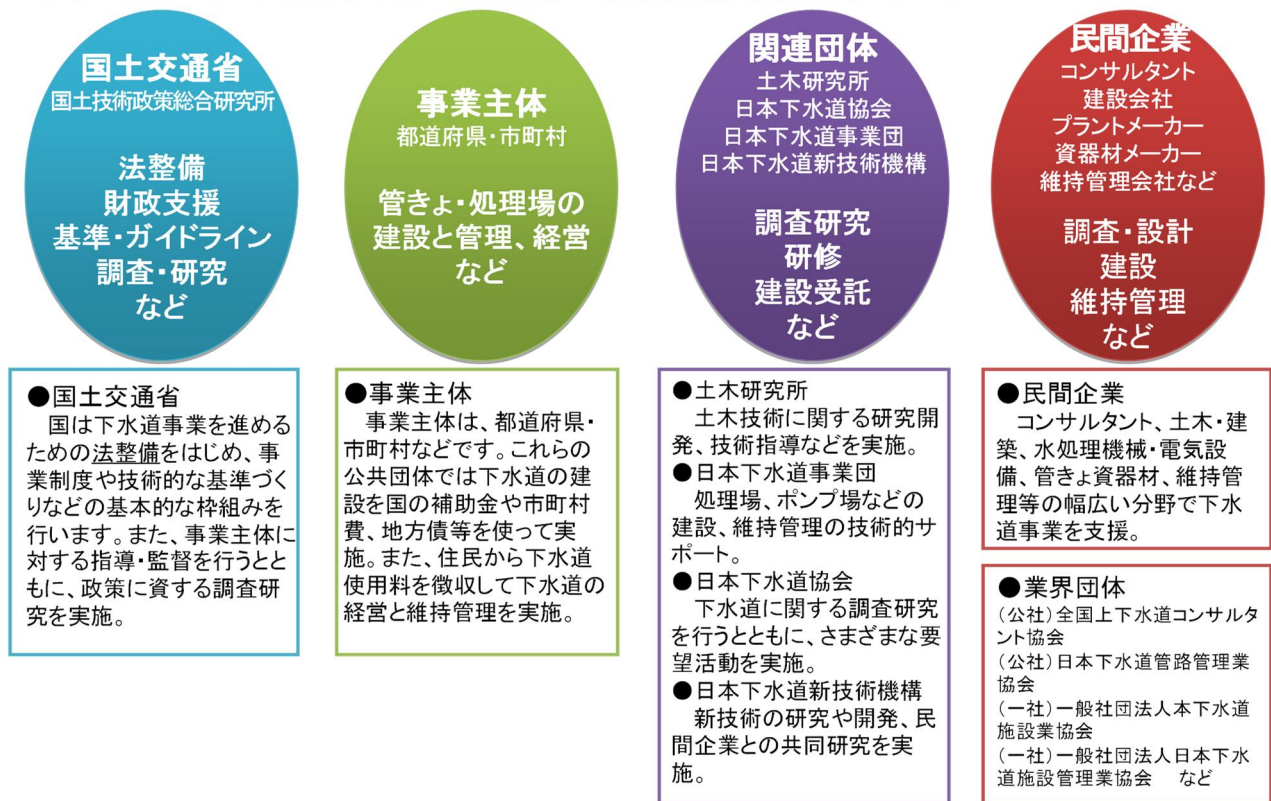
- ・下水道における**都市浸水対策**に関する検討業務・**内水浸水予測**等を活用した浸水対策の検討業務

資源循環研究部

- ・下水道分野における**革新的技術**等普及展開方策検討業務
- ・モデル都市・地域の下水道における脱炭素化に向けた**エネルギー消費**等の調査・方策検討支援



(参考) 下水道事業の実施・支援体制について



3) 下水道事業に関連するガイドライン・マニュアル等について

下水道事業を円滑かつ効率的に実施することを目的に、国土交通省ほか各法人機関等により、各種ガイドラインやマニュアル等を策定している。事業実施にあたっては、次頁以降のガイドライン・マニュアル等を参考にされたい。

下水道事業に関連するガイドライン・マニュアル等

(1) 事業マネジメント

○ 経営・事業計画

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン-2024年版-	R7.7.1	国交省 上下水道審 G	下水道の持続的な機能確保をしつつ、時代の変化に即した下水道事業を実施していくため、地方公共団体の実情や財政・人的資源の制約条件を踏まえ、避けて通ることができない施設の老朽化対策を起点とし、強靱化、脱炭素化、肥料利用等の各施策の目標と優先度を定めて、効率的に事業を実施する考え方や実施手法を示したもの	○
下水道事業における費用効果分析マニュアル(令和5年9月改定)	R5.9	国交省 下水道部	下水道事業の事業評価時に実施する費用効果分析の手法や指標、事業種別毎の分析手順等をまとめたもの。 令和3年4月に改定されたものから、費用効果分析手法に係る基本的な考え方は踏襲しながら、令和5年9月の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」の改定を踏まえ、社会的割引率等について見直しを行ったもの。	○
・下水道使用料徴収事務の手引き ・受益者負担金(分担金)徴収事務の手引き	R3.4	下水道協会	平成21年度に発刊した「下水道使用料・受益者負担金(分担金)徴収事務の手引き」の改訂版を2冊に分けて発刊したもの。 賦課から滞納整理までの事務の流れや、留意事項等を詳しく掲載するとともに、近年の判例や法改正等に係る留意事項や、差押え等の滞納整理に関する内容を大幅に拡充。	
財政計画書作成支援ツール	H29.3	国交省 下水道部	新たな事業計画制度における財政計画書の作成支援を目的に作成。簡易な推計手法により、体制が脆弱な中小自治体においても最小限の作業で容易に維持管理費等の将来予測値の推計が行えるもの。	○
下水道使用料算定の基本的考え方 - 2016年度版 -	H29.3	下水道協会	平成27年2月に社会資本整備審議会の答申(「新しい時代の下水道政策のあり方について」)を踏まえ、『下水道使用料算定の基本的考え方』の改訂に関する調査検討を行い、改訂版として発刊したもの。	
事業計画及びストックマネジメントに関するQ&A	H29.3	国交省 下水道部	事業計画及びストックマネジメントについて、これまでに寄せられた質問とそれに対する回答をとりまとめたもの。	○
接続方策マニュアル	H28.9	下水道協会	全国約250の自治体から接続方策事例に関するアンケートを行い、下水道事業段階に応じた区分や未接続類型を設定し、各種接続方策についての解説、具体的な接続方策を取りまとめた事例を充実させ掲載したもの。	
新・事業計画のエッセンス	H28.3	国交省 下水道部	下水道法改正の諸制度のうち、戦略的な維持管理・更新のための制度である新たな事業計画制度と、この背景となる維持修繕基準について、重点的にそのエッセンスをまとめたもの。	○
下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015年版-	H28.1	下水道協会	下水道事業への公営企業会計の導入について、着手から移行完了までの一連の業務の流れを解説するとともに、実務的な資産の整理手法、近年法適化を実施した自治体等へのアンケート調査に基づく事例、留意点等をとりまとめた手引き。	○ (会員限定)
下水道分野におけるISO55001適用ユーザーズガイド(案)	H27.3	国交省 下水道部	国際標準 ISO55001 [※] (アセットマネジメント) 認証の取得に必要な体制、取組、文書等を解説したもの。	○
下水道経営改善ガイドライン	H26.6	国交省 下水道部 下水道協会	下水道事業者が自身の経営状況を経営指標により測定・評価し、経営上の課題を把握できるようにするとともに、その評価に応じて、課題に対して効果のある施策を選択・実施して再評価することで、独立採算を旨とする自立的経営を目指すことに役立つ内容をまとめたもの。	○ (会員限定)
受益者負担金等事務事例集	H18.12	下水道協会	全国の団体にアンケート調査を行い、受益者負担金および分担金の制度の実態を紹介するとともに、各自治体の事例、Q&A、関連法規、様式等を集約している。	
下水道経営ハンドブック(令和7年度版)	R7.7	下水道協会	下水道事業における財政措置、一般会計繰出基準、起債制度等を解説付きで分かりやすく整理するとともに、公営企業の基本原則から全国の経営状況、各種制度の経緯までを体系的に学ぶことができる、下水道経営に携わる実務担当者必読・必携の一冊	
下水道使用料改定シミュレーションソフト ※CD-ROM	R5.10	下水道協会	下水道使用料改定の必要性検討や改定時の各種シミュレーションを行うために作成した「下水道使用料改定シミュレーションソフト」であり、検討内容や目的に応じて選択できる詳細版と簡易版を備えた、実務に即して活用できる支援ツール	
経営改善支援ツール 第2.0版	R8.3	下水道協会	下水道事業における地方公営企業法適用後の決算データを活用し、Excel形式で直感的かつ容易に類似団体との経営指標比較を行うことで、経営状況の客観的把握と持続可能な経営改善の検討を実務レベルで効果的に支援する、使いやすさに優れた実践的な経営改善支援ツール	○ (会員限定)

※ISO 55001とは、社会インフラ分野で、資金、人材、情報などのマネジメントを含めて、計画的かつ効率的な施設管理を行うことにより所期の機能を継続的に発揮していくために必要な事項をまとめたアセットマネジメントシステムの国際規格。

○ストックマネジメント

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き(Ver.5)	R3.9	下水道協会	管路施設に関する共通のデータ整備環境を整えることを目的とし、これまで定められていた施設情報に加えて、施設情報に関連付ける維持管理情報等を新たに明記し、他都市、他分野との相互のデータ交換やバックアップが容易になるよう、管理すべき基本的情報及び標準的なシステム機能を提示しているもの。	
維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)-2021年版-	R3.3	国交省 下水道部	維持管理情報等を起点としたマネジメント(処理場・ポンプ場)の実施手順とデータベース管理項目についてとりまとめたもの。	○
維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020年版-	R2.3	国交省 下水道部	維持管理情報等を起点としたマネジメント(管路)の実施手順とデータベース管理項目についてとりまとめたもの。	○
下水道管路施設ストックマネジメントの手引き-2016年版-	H29.1	下水道協会	管路施設における腐食するおそれが大きい箇所を明示するとともに、初版にはなかった点検方法や調査方法を詳述したもの。	
ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き	H25.9	国交省 下水道部	下水道施設におけるストックマネジメント手法と、効率的な長寿命化計画についてとりまとめたもの。	○
下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)	H25.6	下水道協会	下水道管路施設の巡視・点検・調査の方法、実施手順、調査項目、診断・評価の判定基準、記録方法、データベース化等を標準的で実務的なマニュアルとして取りまとめたもの。	
下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-	H27.11	国交省 下水道部	ストックマネジメントの手法を定め、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまで一連のプロセスの一例を示したもの。	○

○維持管理

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
JIS A 7501 (下水道管路維持管理計画の策定に関する指針)	R2.4	日本産業規格	下水道管路維持管理計画の策定の考え方及び記載内容を統一することによって、健全な管路の管理、維持管理計画の策定の能率化などを目的	
事業場排水指導指針と解説-2016年版-	H29.3	下水道協会	事業場の排水指導を担う自治体職員に、幅広く正確な法令知識や事業場排水指導の業務内容、水処理に関する技術を解り易く解説したもの。	
下水道排水設備指針と解説-2016年版-	H28.12	下水道協会	道路内の下水道に接続される前の家庭内の排水設備に関する技術的基準をまとめている。今回の改定は12年ぶりとなり関係法令や規準等と整合を図り、事例集等を充実させたもの。	
下水道維持管理指針(総論編・マネジメント編、実務編)-2014年版-	H26.9	下水道協会	PDCAサイクルを適用した計画的維持管理、新技術や民間活力の新たな動向を取り込んだ。維持管理計画を策定する担当者、実務に携わる担当者など、多様な職種の技術者が幅広く本書を活用できるように、「総論編」、「マネジメント編」、「実務編」の3編で構成している。	
下水試験方法(上巻、下巻)-2012年版-	H24.11	下水道協会	下水処理場の水質管理に必要な水質・汚泥試験、放流水質の法定検査、事業場排水の監視、下水道施設の保守管理及び下水道に関する各種調査・研究等に広く使える試験法としてとりまとめたもの。	

○計画・設計・施工

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道土木工事必携(案)－2021年版－	R3.9	下水道協会	「下水道土木工事必携(案)」は、土木工事に係る監督職員や受注者が必要な事項を取りまとめたものである。 「下水道土木工事共通仕様書(案)」、「下水道土木工事施工管理基準及び規格値(案)」、「安全管理」、「関係通達集」の4部で構成している。	
下水道施設計画・設計指針と解説(前編、後編)－2019年版－	R1.9	下水道協会	下水道事業の計画及び下水道施設、設備などの設計すべてを包含した技術的な実務書である。下水道法等の改正や下水道を取り巻く社会環境の変化等を反映し、これまでの新・増設を中心とした記載内容に加え、既存施設の管理運営状況(維持管理情報)等を評価し、その評価を計画・設計に反映する考え方を取り入れるなど、維持管理からスタートする新たなマネジメントサイクルの構築に対応した改定を行ったもの。	
JIS A 5506 下水道マンホール蓋	H30.12	日本産業規格	近年の気象変動及び社会の安全性向上に関する要請に応えるために、マンホール蓋の種類及び性能、圧力解放耐揚圧機能等の新たな規格を盛り込むなど見直す改正を行ったものである。	
管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン－2017年版－	H29.7	下水道協会	「管路施設の更生工法」に関する、設計、施工管理に関する指針である。管きよ更生工法を調査・設計・施工管理する全国の下水道事業者、設計コンサルタント、各工法メーカー、施工業者などを対象とした、管きよ更生工法に係わる実務書である。	
下水道推進工法の指針と解説－2010年版－	H22.10	下水道協会	下水道工事において推進工法は数多く採用されている。その施工技術の新たな考え方を整理している。参考資料として各工法の設計・施工に関する計算例を掲載し、推進工法の計画・設計・施工において利用しやすい指針である。	
小規模下水道施設マネジメント指針と解説－2024－	R6.3	下水道協会	「小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説－2004年版－」を改定。CAPD サイクルを用いて維持管理と建設を一体的にマネジメントを行うことをコンセプトとして、発刊した。	

(2) PPP/PFI

○全般

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン	R5.3	国交省 下水道部	下水道管理者がPPP/PFI手法導入のための優先的検討規程を作成する際に資する考え方、適切な PPP/PFI 手法の選択等を取りまとめたもの。	○
性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン	H13.4	国交省 下水道部	性能発注方式について検討する際の留意点として、発注方法、既存施設に関する情報の提供方法、委託者による適切な監視・評価の方法、両当事者間の責任分担等について取りまとめたもの。	○

○包括的民間委託

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
処理場等包括的民間委託導入ガイドライン	R2.6	下水道協会	包括的民間委託の導入や2期目以降の契約更新に関する基本的な考え方やポイントを分かりやすく取りまとめたもの。	○ (会員限定)
下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集	H29.3	国交省 下水道部	下水道管路施設への包括的民間委託導入検討にあたり参考となる、アンケート調査及びヒアリング調査結果を事例集として取りまとめたもの。	○
下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン	R2.3	国交省 下水道部	適切な管路管理を実践する手段の一つである包括的民間委託の導入が円滑に行えるよう、既往の導入事例を踏まえて、庁内合意に至るまでの導入検討の方法や契約までに必要な事務等、実務的な内容について、知見・情報を取りまとめたもの。	○
処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン	H31.3	下水道協会	包括的民間委託導入後に、委託業者の業務の実施状況のモニタリングや評価を行う際に参考となる基本的な考え方や、履行監視・評価の手順を分かりやすく取りまとめたもの。	○ (会員限定)

○コンセッション方式

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン	R4.3	国交省 下水道部	PPP/PFI の導入の流れ、コンセッション方式活用のメリット、手法の解説と事業内容の検討、事業の実施・終了段階における検討事項などを記載しており、その中で下水道コンセッションの実施において検討すべき課題の対応策を示したもの。	○

○ウォーターPPP

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版	R7.4	国交省 上下水道審 G	ウォーターPPPの概要とポイント・留意点、レベル3.5の4要件、交付金要件化、導入検討の進め方等を取りまとめたもの。	○

(3) 未普及解消

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル	H30.3	国交省 下水道部	下水道未普及解消事業を各自治体が容易に推進できるよう、先進的な都市におけるケーススタディも踏まえ、より実践的な検討手順等を示したものの。	○
持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル	H26.1	国交省 下水道部	都道府県が市町村と連携して、着実に実行可能な都道府県構想を策定するための一般的な検討手順や内容を示したものの。	○

(4) 地震・災害対策

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道BCP策定マニュアル 2025年度版 (自然災害編)	R5.4	国交省 下水道部	下水道BCPは、災害発生時の人、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切に業務を執行することを目的としたものであり、地方公共団体が下水道BCPを策定するうえで、非常時対応計画の作成手法などを示したものの。 なお、令和6年度能登半島地震の被害を踏まえ、より実効性の高い下水道BCP(業務継続計画)に改善するため、R8.3に改訂を行った。	○
マンホールトイレの整備・運用チェックリスト	R7.10	国交省 下水道部	マンホールトイレの整備・運用に関して地方公共団体の実績から得られた課題や改善方法を留意点として整理し、チェックリストとしてまとめたものの。	○
マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2025年版-	R7.10	国交省 下水道部	被災者が「使いたい」と思う快適なマンホールトイレの普及に向けた、整備時・運用時における配慮事項やチェックリスト、マンホールトイレの必要数の考え方、地方公共団体の取組事例等をまとめたものの。	○
下水道施設の耐震対策指針と解説ー 2025年版ー	R7.8	下水道協会	本書は、下水道の地震・津波対策のうち、主に下水道施設の構造面での対策を中心にした耐震・耐津波対策に関する性能設計の基本を示すもので、耐震性能・耐津波性能の確保に関わる技術的な事項を記載し、地震・津波対策を行う下水道関係者の実務書として編集した。 2014年以来、概ね10年ぶりの改定で、参照している道路橋示方書等の他の都市インフラの指針類の改定内容など、新たに得られた知見なども検証し、2025年版に反映した。また令和6年能登半島地震での被害や災害対応も踏まえ、要求機能の優先度等の考え方についての見直し等も行った。	
下水道の地震対策マニュアルー2025年版ー	R7.10	下水道協会	本マニュアルは、令和6年能登半島地震における復旧での経験を踏まえた教訓など、この間に得られた知見を反映しています。具体的には、上下水道一体での早期の機能確保に向け、調査や復旧の迅速化、DXによる効率化、水道事業者との連携の強化などについての記述を充実し、被災地での取組事例をコラムとして紹介することで、より容易に適用できるようにした。	

(5) 浸水対策

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)	R3.11	国交省 下水道部	下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める雨水管理総合計画の策定手順等を示したもの。	○
官民連携した浸水対策の手引き(案)	R3.11	国交省 下水道部	浸水被害対策区域制度を適用した官民連携した浸水対策を進める上で、必要な官民の役割分担や区域の指定等を検討する上で必要な基本的事項を定めたもの。	○
下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)	R3.11	国交省 下水道部	浸水対策を重点的に実施すべき区域において、その区域の設定手法や、浸水被害軽減総合事業を活用したハード・ソフトを組み合わせた総合的な浸水対策を組み合わせた計画の策定手順を示したもの。	○
内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)	R3.7	国交省 下水道部	内水浸水想定区域図の作成に関して、浸水想定手法等の基本事項を定めたもの。	○
下水道管きよ等における水位等観測を推進するための手引き(案)	H29.7	国交省 下水道部	計画の作成や施設の運用時に下水道の管きよ等の水位を活用することを目的として、水位観測を行う上で必要な手順及び考え方を示したものの。	○
水位周知下水道制度に係る技術資料(案)	H28.4	国交省 下水道部	水防法第13条の2に基づき水位周知下水道を指定する際に必要な内水氾濫危険水位の設定手法や必要な情報提供のあり方等について示したものの。	○
水害ハザードマップ作成の手引き	R5.5	国交省 河川環境課 水防企画室	水害ハザードマップの全国的な作成及び利活用を推進するため、作成にあたっての考え方や推奨される事例等を示したもの。	○
ストックを活用した都市浸水対策機能向上のための新たな基本的考え方	H26.4	国交省 下水道部	近年の局地的豪雨等に対応するため、施設情報や観測情報等のストックを活用した浸水対策を進めるための手法等を取りまとめたもの。	○
雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)	H22.4	国交省 下水道部 治水課	雨水浸透施設の整備を促進するため、雨水浸透施設による流出抑制効果や地下水涵養効果等を概算で簡便に把握する方法、浸透能力の把握方法や適切な維持管理方法等について示したもの。	○

(6) 雨天時浸入水対策

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
雨天時浸入水対策ガイドライン(案)	R2.1	国交省 下水道部	分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策を立案するための基本的な考え方を示したもの。	○

(7) 広域化・共同化

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道事業における広域化・共同化の事例集	R7.3	国交省	広域化・共同化の推進に向けて、先進的な取組事例を紹介するもの。	○
広域化・共同化計画策定マニュアル(改訂版)	R2.4	総務省 農水省 国交省 環境省	都道府県が広域化・共同化計画を策定(見直しを含む)する際の考え方等を示したもの。	○
広域化・共同化計画実施マニュアル(R6.4	総務省 農水省 国交省 環境省	都道府県が広域化・共同化計画を実施する際の手順等を示したもの。	○

(8)水環境管理

○流総計画、高度処理、能動的運転管理等

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン(案)	R5.3	国交省 下水道部	能動的運転管理を実施している自治体のこれまでの運転状況等の調査に基づき、導入に向けた関係機関との連携・調整方法をはじめ、栄養塩類の効果的な排出と安定的な運転方法の確立に向けた道筋を示したものの。	○
栄養塩類の能動的運転管理に関する事例集	R3.3	国交省 下水道部	平成26年3月に公表した「栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理ナレッジに関する事例集」の改訂版として、最新の栄養塩類の能動的な運転管理に取り組んでいる処理場(試行も含む)における最新の実施事例とその内容について紹介し、今後、同様な取組を行おうとする下水処理場の参考としてもらい、取組の普及促進を図ることを目的とするもの。	○
下水処理場のエネルギー最適化に向けた省エネ技術導入マニュアル(案)	R1.6	国交省 下水道部	下水処理場のエネルギー消費量の削減が図られることを目的に、省エネに資する運転方法と近年、下水処理場に導入されつつある省エネ設備について、具体的事例を用いて可能な限り定量的に効果を提示したものの。	○
水質とエネルギーの最適管理のためのガイドライン～下水処理場における二軸管理～	H30.3	国交省 下水道部	下水処理場の運転・維持管理における処理水質と消費エネルギーの両面からの最適管理を実施するためのツールとして、二軸管理手法の目的や進め方を示すとともに、二軸グラフの作り方、見方、PDCAを活用した二軸管理の例を紹介している。	○
既存施設を活用した段階的・高度処理の普及ガイドライン(案)	H27.7	国交省 下水道部	水域の早期水質改善に向けて、既存施設の一部改造や運転管理の工夫により段階的に高度処理化を図る手法を検討する際の参考事項を示すもの。	○
流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説	H27.1	国交省 下水道部	流域別下水道整備総合計画の策定に向けた調査・検討に関する指針と解説を示したものの。	○
流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 参考資料	H27.10			
高度処理共同負担制度に関するガイドラインと解説(案)	H19.5	国交省 下水道部	特定終末処理場を管理する地方公共団体が、高度処理共同負担制度の活用等削減目標量を達成するために必要な対策を立案し、事業計画を策定し、円滑な事業を行うための方法や解説を示すもの。	○

○水質リスク

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)	R5.4	国交省 下水道部	下水道事業者が届出義務を負う物質以外の化学物質を含めて、下水道からの様々な化学物質の排出量を把握するとともに、化学物質管理計画の策定や情報の提供・リスクコミュニケーションを進めるための具体的な手法を示したもの。化管法の改正を踏まえ一部改訂(令和5年4月)	○
下水道におけるウイルス対策に関する調査委員会報告書	H22.3	国交省 下水道部	下水道におけるノロウイルス対策に向けて国内外の文献調査や下水処理場における実態調査結果をもとに、ノロウイルス問題の概要、下水試料における定量方法・実態・除去効果について整理したものの。	○

○合流式下水道

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
「効率的な合流式下水道改善計画策定の手引き(案)」	H20.3	国交省 下水道部	合流式下水道の改善対策の低コスト化、早期の目標達成等に向けて緊急改善計画の見直しする際の参考とするもの。	○
合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル	H16.4	国交省 下水道部	合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査(下水道法施行令第12条第3項に規定)について、これを適正に実施するための参考とするもの。	○

(9) 下水道資源・エネルギー利用

○ 汚泥利用

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水汚泥資源の肥料利用に関する検討事例集	R8.3(P)	国交省 上下水道審 G	令和5～7年度に「下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業」において国土交通省にて検討支援を行った事例についてとりまとめ、事例集として公開したもの。	○
下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書(案)	R6.3 (R8.3改訂)	国交省 下水道部	下水道管理者が、下水処理場で発生する下水汚泥資源(処理工程から回収されたリン等を含む)を原料として新たに肥料利用を行う、または肥料利用を拡大する際の検討手順および留意事項について、農林水産省や先進自治体の協力を得ながらとりまとめたもの。燃焼灰の利用等について追記する改訂を令和7年度に行った。	○
菌体りん酸肥料の解説	R5.10	農林水産省 農林水産消費安全技術センター	下水等を処理する過程で発生する汚泥資源について、「菌体りん酸肥料」の公定規格に肥料登録するために必要な手続きについて解説したもの。	○
下水道資源の農業利用促進にむけたBISTRO下水道 事例集	H30.4	国交省 下水道部	BISTRO下水道の取組みのさらなる展開を図り、地域活性化や資源循環、農業の生産性向上の促進に向けて、全国における下水汚泥の肥料利用の現状を示すとともに、肥料利用の取組を進める上で直面する課題の類型化と解決に向けた取組の好事例を紹介し、各地方公共団体が下水汚泥の肥料利用を進める上での参考とするもの。	○
下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン -平成29年度版-	H30.1	国交省 下水道部	固形燃料化技術、バイオガス利用技術、熱分解ガス化技術、焼却廃熱発電技術及び水素製造技術を対象として、特に経済性や温室効果ガス削減効果、エネルギー需要者とのマッチング等、導入検討の参考となる情報をとりまとめたもの。	○
下水汚泥のエネルギー化導入簡易検討ツール 平成29年度版-	H30.1	国交省 下水道部	固形燃料化技術、バイオガス利用技術、熱分解ガス化技術、焼却廃熱発電技術及び水素製造技術を対象として、技術導入に係る事業費や省エネ効果等の概算を行うもの。	○
下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル	H29.3	国交省 下水道部	地域バイオマス利活用の導入検討にあたり、事業採算性の検討や受け入れる地域バイオマスの種類・性状による前処理方法、下水処理への影響の評価方法、関連する法的手続き等必要な事項をとりまとめたもの。	○
下水汚泥有効利用促進マニュアル -持続可能な下水汚泥の有効利用を目指して- 2015年版 - CD-ROM付	H27.8	下水道協会	下水汚泥由来の資源・エネルギーの有効活用に向け、これまでの下水汚泥有効利用関連の図書を一冊に統合したマニュアルで、肥料利用、建設資材利用、エネルギー利用の3分野それぞれの技術を統合し、最新の動向及び技術を盛り込んだもの。	
下水汚泥固形燃料JIS規格 (JIS Z 7312)	H26.9	日本産業規格	下水汚泥固形燃料の品質の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進するもの。	
下水道におけるリン資源化の手引き	H22.3	国交省 下水道部	下水道管理者によるリン資源化事業の実施検討を支援するため、リン資源の現状と課題や検討手順等についてとりまとめたもの。	○

○脱炭素(計画策定・省エネ・創エネ・再エネ・N2O対策等)

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水処理に伴う一酸化二窒素排出量の実態把握に向けた調査マニュアル(案)	R6.2	下水道技術開発会議エネルギー分科会	下水処理に伴う一酸化二窒素排出量の調査の正確性を担保しつつ、可能な限り調査方法を簡易化することで、多くの地方公共団体や企業等に調査を実施していただけるように整理したもの。	○
下水処理場における温室効果ガス排出削減目標設定支援ツール(案)	R5.3	国総研下水道研究部	下水処理場における温室効果ガス削減目標の大まかな目安、脱炭素技術の削減効果の概算が可能なツール「下水処理場における温室効果ガス排出削減目標設定支援ツール」を作成したもの。	○
下水道における地球温暖化対策マニュアル～下水道部門における温室効果ガス排出抑制等指針の解説～	H28.3	環境省 国交省	下水道部門におけるこれまでの地球温暖化対策の施策や取組等を踏まえつつ、「排出抑制等指針」に掲げる取組内容等を分かり易く詳細に解説し、より効果的に取り組んでいただくため、環境省、国土交通省でとりまとめたもの	○
下水熱利用マニュアル(案)	H27.7	国交省 下水道部	下水熱利用事業の構想段階で必要となる基礎情報や、事業化段階における関係者間の調整に資する情報、実施設計段階における必要な手続きに関する情報をとりまとめたもの。	○
下水熱ポテンシャルマップ(広域ポテンシャルマップ)作成の手引き	H27.3	国交省 下水道部	下水熱の賦存量や存在位置等のポテンシャル量を可視化して提示する広域版下水熱ポテンシャルマップの作成方法や活用事例をとりまとめたもの。	○
下水熱ポテンシャルマップ(詳細ポテンシャルマップ)作成の手引き	H27.3	国交省 下水道部	具体のプロジェクトにおける採算性等の定量的な検討や実施設計に必要な情報を提示する詳細版下水熱ポテンシャルマップの作成方法や活用事例をとりまとめたもの。	○

○雨水、再生水利用

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
渇水時等における下水再生水利用 事例集	H29.8	国交省 下水道部	渇水時等の下水再生水の緊急的な利用に係る全国の現状と主な課題毎に、その解決に資する好事例等を整理し、まとめたもの。	○
下水道施設における雨水(あまみず)利用に関する事例集について	H28.3	国交省 下水道部	下水道施設において雨水利用に取り組んでいる先行事例の存在とその内容について紹介し、今後同様な取り組みを行おうとする自治体や関係機関の参考としてもらい、下水道施設における雨水利用の普及・促進に寄与するもの。	○
下水道における地球温暖化対策マニュアル～下水道部門における温室効果ガス排出抑制等指針の解説～	H28.3	環境省・ 国交省 下水道部	下水道部門における地球温暖化対策について、「温室効果ガス排出抑制等指針」に掲げられる取組内容等を詳細に解説したもの。	○
下水処理水の再利用水質基準マニュアル	H17.4	国交省 下水道部	下水処理水の再利用における水質基準や施設基準、考慮すべき事項等を提言したもの。	○

(10)その他

○広報

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道の「市民科学」ガイドブック	R4.3	国交省 下水道部	地域に根差して活動を行っている団体(NPO、学校の科学部・同好会)の好事例の紹介、研究者や行政とよりよい地域づくりに向けた「市民科学」の取り組み、連携方を紹介したもの。	○
下水道の「市民科学」取組事例集	R5.3	国交省 下水道部	下水道の市民科学を活用した市民連携のモデル地区として取り組まれた団体や導入をフォローした団体の取り組み、その後の展開、成果についてまとめたもの。	○
下水道の「市民科学」研究テーマ集	R3.3	国交省 下水道部	市民科学の取り組みを始める上で、研究テーマを設定する際のヒントとして活用できるよう、事例やアイデアを「研究テーマ集」としてまとめたもの。	○

○BIM/CIM

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
BIM/CIM活用ガイドライン(案) 第7編 下水道編	R4.3	国交省	業務の効率化・高度化を推進するため下水道施設のポンプ場、終末処理場を対象に調査・設計、施工、維持管理、改築計画の各段階でBIM/CIMを活用する手法等を示したもの。	○

○安全対策

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)	H20.10	国交省 下水道部	局地的な大雨に対し、増水した後の対応のみならず、予防的な対応も含め、雨水が流入する下水道管渠内における工事等を安全に実施するために必要な対応策についてとりまとめたもの。	○

○契約

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)	H22.6	国交省 下水道部	「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」「土木工事」を取りまとめているが、機械・電気設備工事では異なる特徴を有しており、これを踏まえ設計変更の対応方法・考え方を取りまとめたもの。	

○下水道革新的技術実証事業(B-DASH)

概要	WEB公表
<p>下水道事業における創エネルギー、省エネルギー、浸水対策、老朽化対策等を推進し、併せて、本邦企業による水ビジネスの海外展開を支援するため、平成23年度より下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)を実施。その成果を踏まえ、革新的技術の一般化を図り、普及展開に活用するため技術ごとに技術導入ガイドラインを策定。</p> <p>※これまでの採択技術・技術導入ガイドライン(案)は下記ページに掲載。 https://www.nilim.go.jp/lab/ecg/bdash/bdash.htm</p>	○

(2) 上下水道政策の基本的なあり方検討会について

1) 概要

水道・下水道を取り巻く環境は、人口減少による収入減、職員の減少、老朽化施設の増加、自然災害の激甚化等により、厳しさを増している。さらに、脱炭素や経済・食料安全保障への対応といった新たな課題への対応も求められるなど、その役割は拡大している。

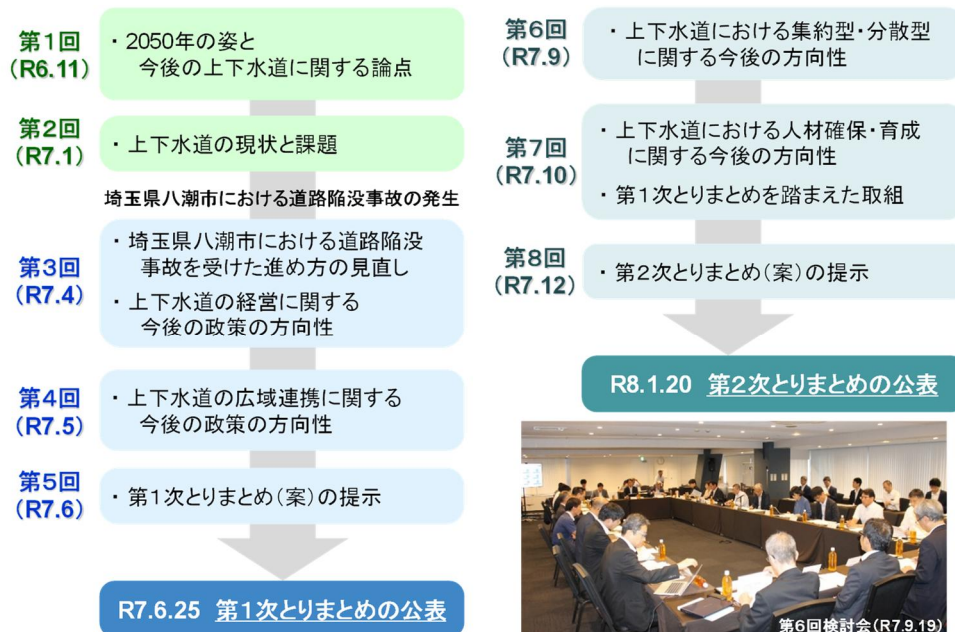
強靱で持続的な上下水道を実現するためには、水道・下水道それぞれの共通点や相違点を踏まえつつ、双方の連携を一層強化するとともに、上下水道分野にとどまらず他分野との連携を図り、多様な社会的要請に適切に対応し、進化していく必要がある。

このため、令和6年度に水道行政が国土交通省に移管されたことを機に、2050年の社会経済情勢を見据え、今後の上下水道政策の基本的なあり方について検討を行うことを目的として、学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる「上下水道政策の基本的なあり方検討会」を令和6年11月に設置した。

本検討会では、将来の上下水道の制度設計の方向性を含む幅広い議論が行われており、今後の国や地方公共団体の施策にも大きく関わる内容となり、一般公開（申込先着順）としているため、積極的に傍聴されたい。また、検討会資料は、国土交通省HPでも公表しており、検討会でとりまとめられた資料（R8.1.20 第2次とりまとめ等）は、十分に内容を確認いただきたい。

2) これまでの議論内容

令和8年3月時点で、検討会を計9回実施し、2回のとりまとめを行った。



※ R8.3に第9回検討会を開催し、上下水道の「脱炭素・資源利用」の方向性を議論

「上下水道政策の基本的なあり方検討会」における議論の経緯

3) 検討会のとりまとめ内容

令和8年1月20日に策定・公表された第2次とりまとめでは、「複数自治体による事業運営の一体化」や「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」の方向性が整理された。本とりまとめは、下水道法の改正を含む制度設計に向けた考え方を示すものとなるため、その内容について確認されたい。

基本認識	事業運営	人口減少に伴う収入の減少、職員数の減少、維持管理業務の拡大 → 広域連携に伴う事業規模拡大による業務執行体制の強化 を	→	施設配置	更新需要の増大、人口減少に伴うシステム効率の低下 → 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置 を	→	強靱で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐ	→	という、将来に対する使命を果たす!!
	基本認識	事業運営		施設配置	強靱で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐ		という、将来に対する使命を果たす!!		

取組の方向性	(1) 複数自治体による事業運営の一体化	(2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置
	(1) 複数自治体による事業運営の一体化	(2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置
	(3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成	(4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現
	(3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成	(4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現

事業運営の一体化と施設の最適配置 (イメージ)

「上下水道政策の基本的なあり方検討会」第2次とりまとめ概要 (R8.1.20)

4) 今後の予定

脱炭素・資源利用、水環境、技術開発、国際などをテーマに議論し、令和8年秋頃を目処にとりまとめを予定。

【参 考】上下水道政策の基本的なあり方検討会 HP 公表資料

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000914.html

(3) 広報活動、人材確保・育成について

1) 広報活動について

1-1) 基本的な考え方

下水道事業の持続に必要な財源・人材の投資が適切に行われるためには、下水道使用料等による財源を負担する国民の理解が不可欠である。また、担い手の確保のため、下水道業界が魅力ある職場として、学生等を惹きつける社会的プレゼンスを向上することが重要である。

そのためには、国民一人一人に、「自らも汚濁負荷を排出する当事者であり、衛生的な生活や快適な水辺環境を守るために、下水道は不可欠な存在である。下水道は市民の財産であり、我々が支えなければならない。」という意識を醸成し、下水道を「自分ゴト」化してもらうことが重要である。

令和5年3月に策定した「新下水道ビジョン加速戦略(令和4年度改訂版)」においても重点項目の1つとして、“国民への発信”を位置づけており、各地方公共団体においても広報活動を一層活性化されたい。

また、現在議論が進められている「上下水道政策の基本的なあり方検討会」の第2次とりまとめ(令和8年1月)においても次のような意見が示されており、人材確保も見据えた広報にご協力をお願いしたい。

- ・人口、収益、働き世代の減少あるいは下水道事業への関心の低下により、人材確保が困難になることが今後の課題
- ・人材確保には、下水道の社会課題解決への貢献を発信し、国民に魅力を感じてもらふ必要

SNS等を活用した広報

国土交通省が行った意識調査では、若い世代ほど下水道に対するイメージが悪く、関心が低いという結果が得られている。については、若い世代の関心が高いYouTubeやX、Instagram等のSNSを活用した情報発信など、若者の興味を惹きつける広報をお願いしたい。

国土交通省や(公社)日本下水道協会においてもホームページやXにおいて、旬な話題等の情報発信を行っているほか、下水道をPRする動画やポスター等も公開しているので、各地方公共団体においても積極的に活用いただきたい。



Instagramによる広報（吹田市・令和7年度GKPK広報大賞受賞）



「下水道の日」広報ポスター（公益社団法人 日本下水道協会）

施設見学の促進

普段見ることがない下水処理場や工事現場など下水道に関する見学会は、下水道の理解促進につながりやすいという結果が得られている。については、施設見学の受入促進、積極的な下水道施設の一般開放や工事現場見学会の開催をお願いしたい。また、報道機関等へ施設や工事現場を公開し、メディアを通じて下水道の役割を発信してもらおう取組を実施している団体もあるので参考されたい。

オンライン見学会や、施設内部を紹介する動画を公開するなど、広報手法を工夫している団体もあるので参考にされたい。

1-2) 国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」

国土交通省大臣賞となる「循環のみち下水道賞」は、下水道の使命を果たし、社会に貢献した好事例を表彰しその功績を称えるとともに、広く発信することで全国的な普及を図ることを目的に、平成20年度より表彰を行っている。(平成4～19年度は、「いきいき下水道賞」として表彰)

「循環のみち下水道賞」では、グランプリに加え、以下5部門について表彰を実施している。令和7年度は12件の取組を表彰し、国土交通大臣による各団体への表彰状の授与を実施した。(水道行政が国土交通省に移管したことを契機に、令和7年度より新部門「上下水道一体部門」を創設。)

【部門】

- ・上下水道一体部門（上下水道一体での効率化・基盤強化等の取組）
- ・イノベーション部門（現場における創意工夫や新技術の活用等の取組）
- ・防災・減災部門（災害対策におけるソフト・ハード面の取組）
- ・アセットマネジメント部門（施設の長寿命化や計画的な維持修繕、事業運営、人材育成に貢献する取組）
- ・広報・教育部門（効果的な広報活動や環境・防災教育の取組）

令和7年度受賞結果について

令和7年度は、以下の取組を表彰した。

各受賞内容の詳細については、国交省HPで公表している。

循環のみち下水道賞ホームページ URL

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001030.html

(令和7年度受賞一覧)

○グランプリ

受賞団体	件名
豊田市上下水道局・ 岡崎市上下水道局・ 安城市上下水道部・ 西尾市上下水道部・ 知立市上下水道部	給排水工事オンライン申請システムの共同導入 ～西三河5市によるデジタル広域連携～

○イノベーション部門

受賞団体	件名
名古屋市上下水道局	菌体りん酸肥料『循かん大なごん』 ～燃料と肥料の二刀流で循環型社会に貢献～
長野県南安曇農業高等学校 生物工学科 微生物活用コース・ 長野県犀川安曇野流域下水道事務所	【地元高校生×流域下水道】 地域に還元！下水污泥肥料の利用・普及に向けた挑戦
北九州市上下水道局	菌体りん酸肥料「OH!DAY!北九州」誕生！ ～ホップの試験栽培と地ビール展開をステップにして事業化へジャンプ～

○防災・減災部門

受賞団体	件名
東京都下水道局	富士山噴火等の大規模な災害に備え、下水道管きょ内に堆積した火山灰等を除去できる技術を開発

○アセットマネジメント部門

受賞団体	件名
ジオ・サーチ株式会社	路面下空洞調査データを下水道のアセットマネジメントに活かせるインテリジェンスへ
京都市上下水道局・ パシフィックコンサルタンツ株式会社・ 株式会社Rist	\ AI×高画質管口カメラ調査により維持管理の課題を解消！ /

○広報・教育部門

受賞団体	件名
サレジオ国際学園世田谷中学高等学校・ 株式会社日水コン・ 株式会社イオ・ 株式会社サティス製菓	じゅんかん育ちからコスメ ～ラベンダープロジェクト～
公益財団法人環境清正財団	下水道博士になろう！壁新聞コンテスト ～子どもから広がる下水道への理解～
新潟法律大学校・ 新潟市	Z世代へひびけ！！下水道を伝える新たなツール トレーディングカードゲーム『Circular Economy 水 deck』の制作と展開

○上下水道一体部門

受賞団体	件名
福岡地区水道企業団・ 協和機電工業株式会社・ 福岡市	国内初！浸透圧発電の実用化 ～上水と下水の放流水から生み出す新たなエネルギー～
名古屋市上下水道局・ 名古屋市指定水道工事店協同組合・ 名古屋上下水道総合サービス株式会社	災害時における宅地内給排水設備の早期復旧に向けた覚書の締結

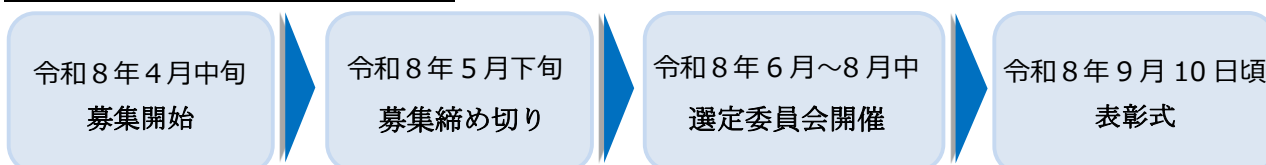
令和8年度募集について

令和8年度の循環のみち下水道賞は、昨年度と同様5部門で募集を予定。

各地方公共団体において、好事例の取組があれば積極的な御応募をお願いするとともに、都道府県におかれては、管内市町村へ広く周知いただきたい。

詳細は募集要件等については、国土交通省による正式な募集案内を確認いただきたい。（4～5月に募集開始予定）

応募・選定スケジュール(予定)



選定基準(案)

国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）は、次の各号に掲げる選定基準により選定するものとする。（令和7年度募集要綱抜粋）

- 一 先進性及び汎用性を有し、他の模範となるものであること。
- 二 「上下水道一体部門」においては、上下水道一体で効率化・基盤強化等を行うことにより相乗効果が発揮したものであること。
- 三 「イノベーション部門」においては、水・資源・エネルギーの循環型社会の構築、技術開発、国際協力等により下水道のポテンシャルを最大化する新しい価値の創造へ貢献するものであること。
- 四 「防災・減災部門」においては、国民の健康・生命・財産及び経済活動の保護・保全へ貢献するものであること。
- 五 「アセットマネジメント部門」においては、人口減少等の中で限られた人・モノ・カネを最大限活用し、下水道事業の持続につながるものであること。
- 六 「広報・教育部門」においては、広く国民に対し、下水道事業の役割、重要性、魅力、可能性等を発信し、下水道に気づき、共感し、行動につながる効果的な広報・教育活動であること

参 考 他顕彰への応募について

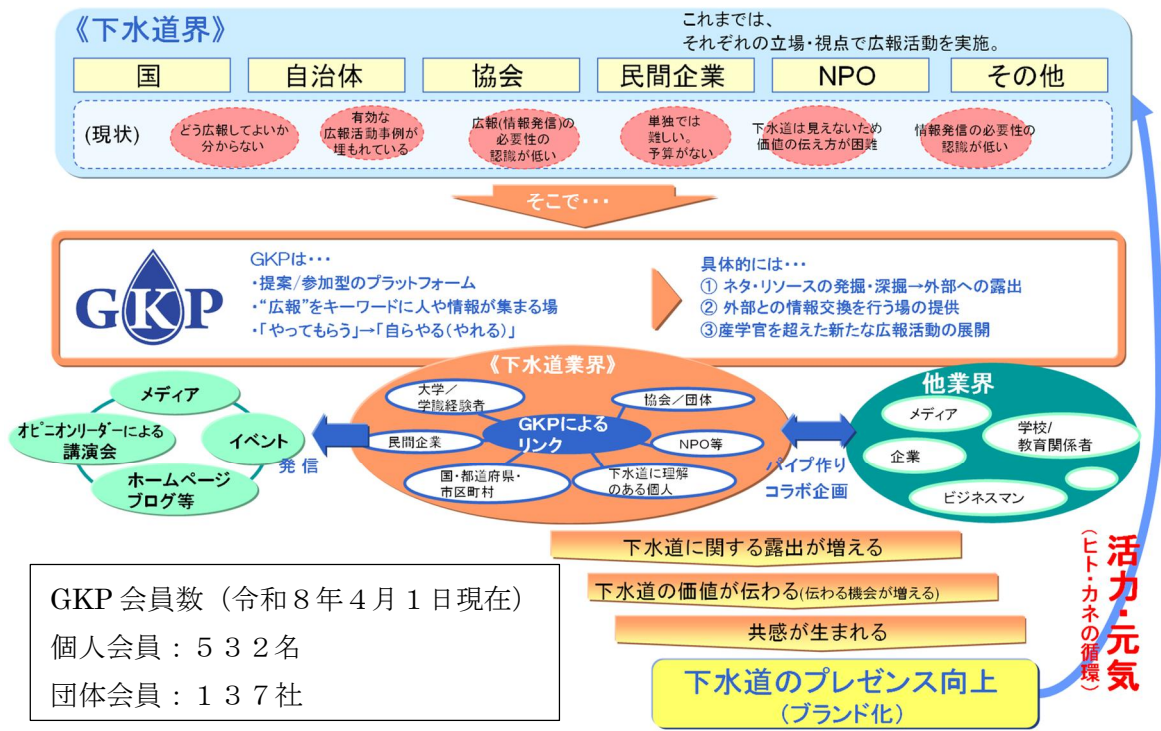
国土交通省では、このほかにも下水道事業の優良事例を顕彰する賞として、インフラメンテナンズ大賞（国土交通省総合政策局）や、全建賞（全日本建設技術協会）や土木学会賞（土木学会）など他機関が主催する顕彰も数多く存在するため、積極的にご応募いただきたい。

1-3) 下水道広報プラットフォーム（GKP）

これからの下水道を考えていく全国ネットワークの構築を目指し、セクターを越えた下水道広報の中核として、関係者との情報交流や連携を展開する「下水道広報プラットフォーム」を、日本下水道協会・国・自治体・民間企業等により、平成24年度に設立し、これまで様々な活動を展開している。

各地方公共団体におかれては、GKPとの連携による住民に対する積極的な広報活動に協力をお願いするとともに、本広報活動に関する相談があれば、GKP事務局までご連絡頂きたい。

「下水道広報プラットフォーム（GKP）」



【参 考】G K Pの活動例

マンホールカード

G K Pが企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムで、マンホール蓋を管理する都道府県や市町村とG K Pが共同で作成。



マンホールカードの例

マンホールサミット

マンホールに関するトーク、蓋の展示、グッズ販売等を実施。マンホールを通して下水道の魅力を発信。



第12回マンホールサミット in とやま
(令和6年10月19日)

エコプロへの出展

「水をめぐる大冒険～ままれ！みんなの上下水道～」と題して水循環のストーリーにのせた体験型展示を実施。



エコプロ 2025 への出展
(令和7年12月10日～12日)

下水道を未来につなげる会

下水道業界のリクルート力の強化を図るため「下水道を未来につなげる会」を立ち上げ、業界の魅力などを学生に発信する取組を推進。



京都大学イベント
(令和8年1月19日)

2) 人材確保・育成について

下水道事業は、国民生活や経済活動を支える不可欠なインフラである一方、全国の事業者や民間企業の多くは人材不足に直面しており、安全で持続可能な上下水道サービスの提供に課題が生じている。また、施設の老朽化対策や激甚化する災害への対応、経営基盤の強化に向けた取組など、上下水道に求められる業務は年々複雑化・高度化しており、これらの多様な課題に対応する人材の確保・育成が急務となっている。

職員数が減少する中において、職員一人一人の生産性を高め、下水道事業を効率的かつ効果的に進めるためには、下水道事業を支える「人材」を確保・育成することが極めて重要である。

ここでは、人材確保・育成に関し、国における取組事例や、今後国が取り組む予定の施策を紹介するので、各地方公共団体におかれては取組を参考とするとともに、可能な範囲で国の取組に協力願いたい。

国による人材確保の取組（予定）

国土交通省で開催している第7回「上下水道政策の基本的なあり方検討会」（令和7年10月開催）では、上下水道における人材確保・育成に関する今後の方向性が議論され、第2次とりまとめ（令和8年1月）において「国が主体となり、自治体や民間企業、業界組織等が実施した過去の人材確保の取組の効果を客観的に分析・評価した上で、産学官連携による上下水道業界の広報に向けたモデル事業を実施し、その取組を水平展開する必要がある。」との提言が示された。

本提言を踏まえ、国土交通省では、

- ・ 上下水道業界における人材確保の障壁となる課題の整理と解決策の提案
- ・ 上下水道業界の人材確保に向けた効果的な広報戦略・情報発信手段の検討
- ・ 上下水道業界の人材確保に向けたプログラムの作成及びモデル事業の構築

に産学官連携で取り組むこととしているが、これらの取組を進めるにあたっては、地方公共団体等と連携・協力が不可欠である。

他の地方公共団体や民間企業、国と一体となって人材確保の施策に取り組むことにより、自らの団体の人材確保施策の実用化や高度化が図られるとともに、地域の実情を踏まえた効果的な広報手法の検討にもつながることが期待されるため、国から人材確保の活動・検討に向けた案内を差し上げる場合には、こうした趣旨をご理解の上、前向きにご協力いただきたい。

国による人材育成の取組

①国土交通省主催の自治体職員向けの研修

下水道に関する最新の政策動向や基礎的な知識・スキルの定着を目的とした研修を毎年実施している。

本研修は、日常業務の質の向上や人材育成に資する内容となっており、令和8年度の研修内容・時期は決まり次第周知するので、多くの職員にご参加いただきたい。

(参考) 令和7年度「下水道分野における人材育成研修」の実施結果について

1. 開催概要

【対象者・目標】

- ・地方公共団体職員で、下水道に関する業務を担当している職員を対象とする。
- ・国の最新の施策動向や先進自治体の事例を学び、下水道事業を推進するための知識の習得を目標とする。

【期間】 令和8年1月9日（金）～令和8年2月4日（水）

2. 実施概要

- ・オンライン（zoom）にて、半日の研修を8テーマにわたり開催。
- ・延べ2,162団体、3,979人が研修に参加

No.	研修テーマ	実施日	受講団体数	受講者数
1	地震対策・BCP	2026年1月9日	311	631
2	官民連携	2026年1月13日	328	656
3	脱炭素・資源利用	2026年1月16日	162	312
4	下水道事業（経営）	2026年1月20日	319	570
5	広域化・共同化	2026年1月22日	238	405
6	流域治水	2026年1月27日	195	314
7	ストマネ・DX	2026年1月29日	315	575
8	事業計画	2026年2月4日	294	516
			2,162	3,979

令和7年度研修の実施状況

②「水」道場

地方公共団体をはじめとする下水道関係組織の若手職員の人材育成と組織の枠を越えた交流を行うことを目的に、国土交通省では平成24年度に「下水道場」を設立し、令和5年度まで「下水道場」を通じた研修等を実施してきた。

その後、水道行政が国土交通省へ移管されたことを機に、令和6年度より名称を「水」道場へ刷新し、水道事業体の職員も対象に加え、より幅広い分野の若手職員が交流・研鑽できる場として「水」道場を開催している。

令和7年度は、「持続性向上に向けた人材確保・育成、産業活性化について」をテーマに、対面にて計2回開催した。

第1回では全11グループに分かれて水道・下水道の各部局が抱える課題や現在の取組等について情報交換を行い、課題解決に向けて実施すべき施策について議論した。第2回では最終発表を実施し、参加者の投票により最優秀賞を決定した結果、「枠を超えた人材が事業体を変える ～人材確保はやったもん勝ち！～」が受賞した。

過去の開催概要は、国土交通省HPに公表しているため、参考にされたい。令和8年度の「水」道場は、令和8年秋頃に第1回の開催を予定としているので、積極的に若手職員の参加を促していただきたい。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000985.html



令和7年度 第1回「水」道場集合写真

また、研修の機会を積極的に設け、若手職員等の交流や相互研鑽を促進する場として、都道府県等が主導する地方版「水」道場または「下水道場」の立ち上げについても、前向きにご検討いただきたい。

●下水道法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
 - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場(令和7年1月31日)

法案の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握【下水道法】

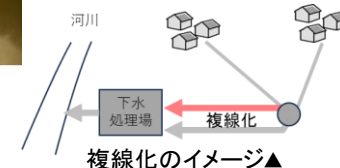
- 老朽化に伴う管路の安全性(状態と対策の要否)を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表 ※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し



◀ドローンを活用した点検・診断のイメージ

② 下水道の戦略的な再構築【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性(複線化等)を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表



複線化のイメージ▲

③ 道路管理者との連携強化【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



(空洞探査車による調査)



(貫入試験による調査)

2. 道路地下空間の安全性確保

① 道路占有者と道路管理者の連携強化【道路法】

- 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設 ※道路占有者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者(下水道管理者等)

② 占用許可制度の見直し【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出(竣工図等の提出)を義務付け

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

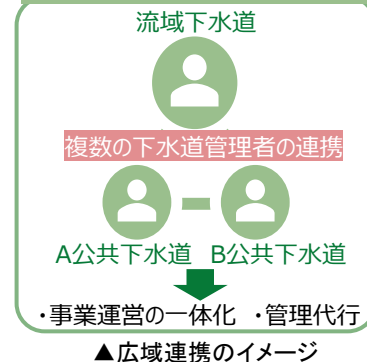
① 下水道の基盤強化・広域連携の推進【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- (本来は市町村が管理する)公共下水道を都道府県(都道府県加入の一部事務組合等を含む)が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

② 下水道区域の見直し【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し(集合処理から個別処理への転換)に必要な規定の整備

〔都道府県〕広域連携推進計画



▲広域連携のイメージ

【施行期日】 公布の日から6月以内施行

下水道の確実な老朽化状況の把握

＜診断に関する基準の法制化、維持管理状況の公表＞


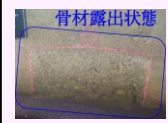
改正の背景・必要性

- 今後急速に管路の老朽化が進行
 - 埼玉県八潮市の道路陥没事故では、亡くなった方1名の他、約120万人の下水道使用の自粛など、地域住民に重大な影響が発生
- ⇒ 安全性の確保を最優先とする**維持修繕基準の強化**が必要

改正概要

① 新設 管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する基準（診断基準）を法制化

〈診断基準のイメージ（政省令等）〉

健全度区分		状態（鉄筋コンクリート管の例）	対策（例）
IV	緊急措置段階	 鉄筋が広範囲に露出	緊急に改築を実施
III	早期措置段階	 骨材が広範囲に露出	改築に向け設計に着手
II	要監視段階	表面が荒れている状態	応急措置（修繕）を実施の上、改築時期を検討
I	健全	異状無し	引き続き定期的に点検
診断保留		十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態	明確な診断を行えるよう様々な点検方法を試みるとともに、巡視や地盤改良等の安全確保措置を実施

* 鉄筋コンクリート管に加え、シールド管など構造に応じた診断基準を明確化

② 併せて、重要管路※¹の点検基準を強化〔政省令等〕

〈現状〉

区分	頻度	方法
化学的弱点箇所※ ²	5年に1回以上	人やTVカメラ等による点検
上記以外	リスク等を踏まえ頻度を設定	

〈強化後のイメージ〉

区分	頻度	方法
化学・力学・地盤的弱点が重なる箇所※ ²	3年に1回以上	人やTVカメラ等による点検 + 管厚測定等の定量点検
硫化水素濃度が著しく高い箇所		
化学的弱点箇所	5年に1回以上	
力学的弱点箇所		
地盤的弱点箇所	10年に1回以上	
上記以外		

* 健全度Ⅲと診断された箇所は、空洞調査を実施するとともに、点検頻度をさらに高頻度化（例：3年に1回→1年に1回）

- ※¹ 重要管路：大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路
- ※² 化学的弱点箇所：硫化水素による腐食のおそれ大きい箇所
力学的弱点箇所：マンホールと管路の接続部
地盤的弱点箇所：地下水位が高く、地盤が弱い箇所

③ 新設 老朽化対策への市民の理解を醸成するため、下水道管理者による**維持管理状況（診断結果、対策内容等）の公表を義務化**

下水道の戦略的な再構築

＜構造の原則の明確化、計画的な改築の推進＞

改正の背景・必要性

- 大口径（2m以上）かつ管内水位が高い管路では、平時でも点検・修繕・改築が困難。
 - 災害・事故時には、迅速に機能を確保することが容易でなく、多数の地域住民に重大な影響。
- ⇒ **点検・修繕・改築や、災害・事故時に機能を維持するための応急措置の容易性を考慮した構造に再構築**する必要。



＜下水道管路の改築のイメージ＞
(老朽管の内側に新管を構築)

改正概要

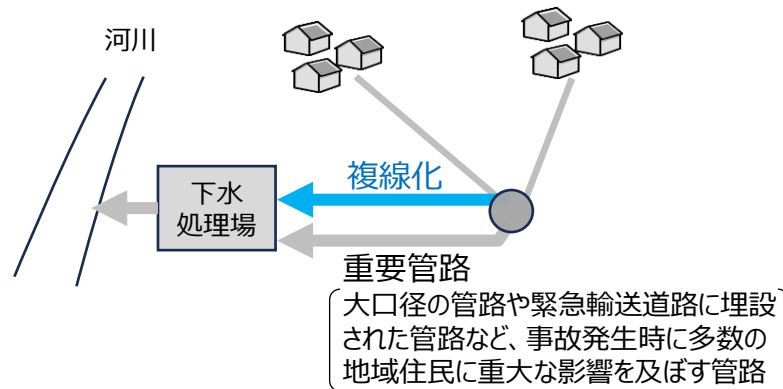
① **新設** 下水道の構造で考慮すべき原則を新たに追加

点検・修繕・改築や災害時の応急措置の容易性

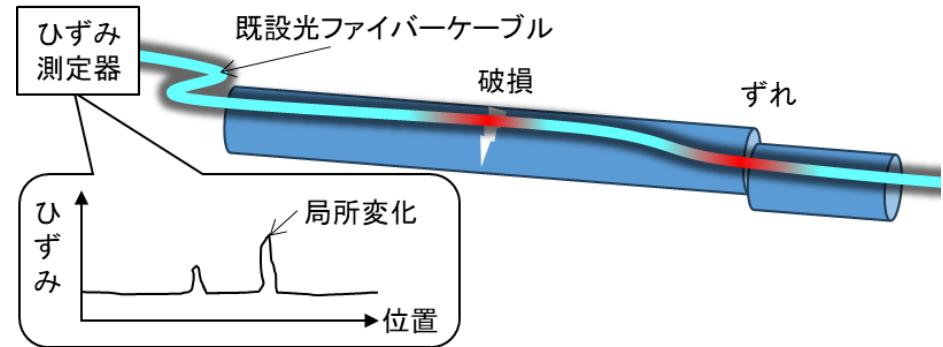
具体的な構造基準は政令等で規定

(例) ・重要管路（社会的影響の大きい大口径管路等）の複線化

・重要管路の異状を検知・可視化するセンサーの設置



＜複線化のイメージ＞



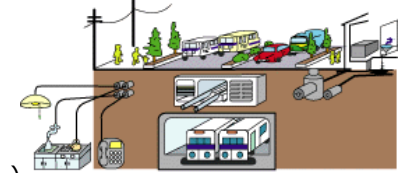
＜光ファイバーケーブルによる管路の異状検知のイメージ＞

② **新設** 計画的な改築を推進するため、**改築費用を含む収支見通しの作成・公表を努力義務化**

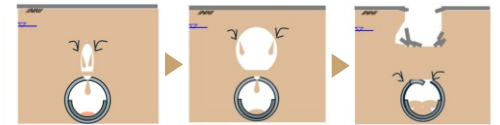
改正の背景・必要性

- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」での議論では、**占用者と道路管理者の協力体制は現状では十分とはいえない**との指摘がなされた
(道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（上下水道、電気、ガスの事業者等）)
- 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担等について、現行制度では柔軟な取り決めを行うことが困難であり、**道路占用者と道路管理者が効率的かつ柔軟に連携して取組を進めることができないおそれがある**

道路空間を占有する各種施設



道路陥没のメカニズム例



埼玉県「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」最終報告書「シナリオ2」より抜粋、一部改変

改正概要

下水道管理者と道路管理者の連携強化

下水道の点検に関し**道路管理者の協力が必要な事項**を下水道の事業計画に記載することができる制度を創設

(記載にあたっては道路管理者への協議か、法定協議会[※]での協議が必要) ※道路管理者や道路占用者等で構成

- ▶ 路面下空洞調査の共同実施や地盤情報の提供等、下水道管理者の点検に道路管理者が協力

法定協議会の例
(地下占用物連絡会議)



道路占用者と道路管理者の連携強化

道路占用者と道路管理者が「**占用物件等維持修繕協定**」を締結できる制度を創設

- ▶ 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担について、道路法上の規定に関わらず取り決めること等が可能に

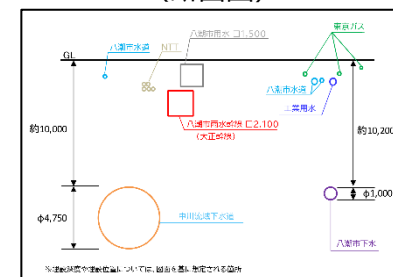
路面下空洞調査



改正の背景・必要性

- 占用手続きの中で**占用物の維持管理の内容を正確に把握できていない**
 - ・ 長期にわたって地下に埋設される占用物件の維持管理が適切に行われていなかった場合、道路利用者や道路交通に多大な影響が生じるおそれがある
- **地下施設の正確な位置情報把握ができていない**
 - ・ 事故発生時の即応に課題
 - ・ 今後、地下空間情報のデジタル化・統合化を進めるべきところ、竣工図面が道路管理者に共有される仕組みとなっていない

八潮の道路陥没箇所の地下埋設物の状況
(断面図)



埼玉県「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する復旧工法検討委員会」第1回資料より

改正概要

占用許可制度の見直し

電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管等の占用許可申請書の記載事項に**占用物件の維持管理に関する事項**を追加

- ▶ 道路管理者が占用物件の点検計画を把握可能に

道路の地下に埋設する占用物件について工事完了時の届出（**竣工図等の提出**）を義務付け

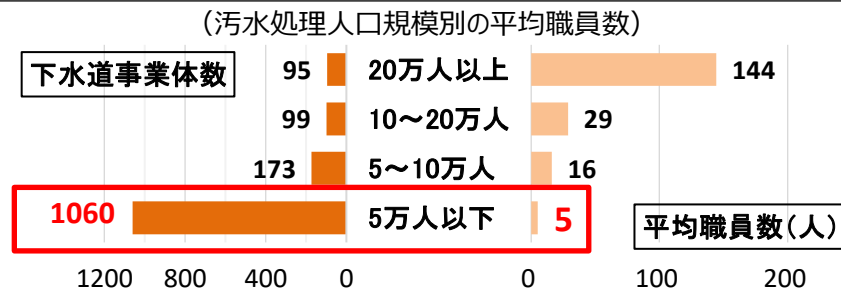
- ▶ 道路管理者が正確な位置情報を把握可能に

下水道の基盤強化・広域連携の推進

＜都道府県による広域連携推進計画の策定 等＞

改正の背景・必要性

- 現場の自治体職員数が減少する中、小規模団体が単独で維持管理や災害対応を行うことは困難。
- ⇒専門人材の確保、災害対応力の強化などの執行体制の強化や、事業の効率化が期待できる、**複数の自治体（下水道管理者）が一体となった広域連携による事業基盤の強化**が必要。



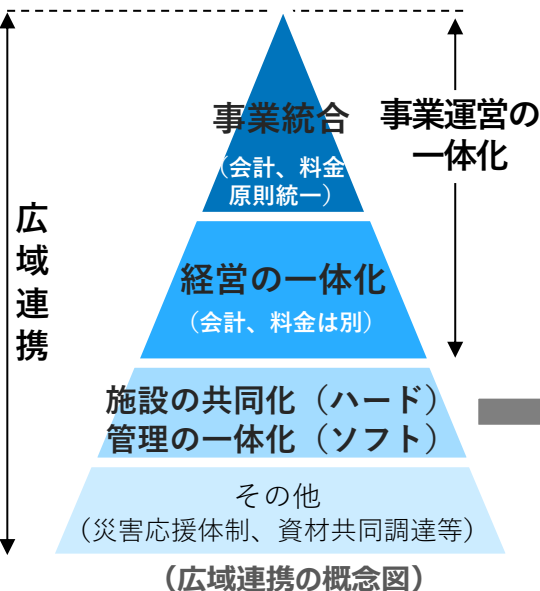
改正概要

国の基本方針を創設

広域連携推進計画の策定(各都道府県)

- ・連携の対象区域
- ・対象区域の下水道の現況・将来の見通し
- ・具体的な連携方法、必要な施設整備の内容

従来の管理者の枠組みを超えた連携制度を拡充



- (本来は市町村が管理する) **公共下水道を都道府県(都道府県加入の一部事務組合等を含む)が管理できる特例を創設**

(取組イメージ)



- 管理者間の協議により**点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設(連携協力下水道制度)**

(取組イメージ)



- **災害・事故時の連携では、都道府県による公共下水道の復旧代行制度を創設するとともに、国・自治体など関係者の連携協力の責務を明確化**
- 将来の改築のための資金を含む**下水道使用料の算定の考え方を明確化**
- 基本方針に基づき、下水道管理者による**先端的な技術(DX)の活用を推進**

下水道区域の見直しの手続の明確化

改正の背景・必要性

○ 今後、下水道の既整備区域では人口密度の低下に伴い、下水道から浄化槽に転換するニーズが増加することが見込まれる。

⇒ **将来の人口減少等を踏まえた下水道区域の廃止・縮小を行う場合の手続を明確化することが必要**

〈自治体における転換のニーズの例〉

石川県珠洲市

- 能登半島地震により被害が甚大だった下水道区域の復旧にあたり、浄化槽区域への転換を計画中

静岡県南伊豆町

- 漁業集落排水から浄化槽への転換を実施済み
- 整備済みの下水道区域における浄化槽への転換に向けて検討を開始

■ 石川県珠洲市における転換の例（若山処理区と宝立処理区）



■ 仮設浄化槽の設置による応急復旧（今後、公共浄化槽での本格復旧を予定）



改正概要

○ 人口減少など自然的・経済的・社会的条件を考慮して、下水道区域を廃止・縮小する場合の手続を明確化。

- 下水道を廃止する際は、**あらかじめ使用者の同意を得た上で、廃止する区域及び時期を公示。**
- 公示した区域では、下水道の廃止前でも**下水道への接続義務を適用除外**とし、**浄化槽への転換工事を可能に。**